

# 組織の変動に伴う 労働相談及び労使協議の状況について

# 都道府県労働局における「労働契約の承継」に関する相談件数

- 都道府県労働局における民事上の個別労働紛争相談件数のうち「労働契約の承継」に関する相談件数は、近年、概ね700件～900件程度で推移している。

	「労働契約の承継」 に係る相談件数	内訳延べ合計 相談件数	「労働契約の承継」に 係る相談件数の割合
平成14年度	342	113,422	0.30%
平成15年度	615	158,378	0.39%
平成16年度	698	180,907	0.39%
平成17年度	654	200,616	0.33%
平成18年度	674	214,204	0.31%
平成19年度	677	226,460	0.30%
平成20年度	789	268,401	0.29%
平成21年度	722	281,901	0.26%
平成22年度	864	283,141	0.31%
平成23年度	870	305,124	0.29%
平成24年度	833	304,058	0.27%
平成25年度	736	300,113	0.25%

※ 民事上の個別労働紛争とは、労働条件その他労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等の違反に係るものを除く）。

（資料出典）「平成25年度個別労働紛争解決制度施行状況」の『第2表 民事上の個別労働紛争相談の内訳』。相談内容の項目は、「解雇」「雇止め」「退職勧奨」「採用内定取消」「自己都合退職」「出向・配置転換」「労働条件の引下げ」「その他の労働条件」「いじめ・嫌がらせ」「雇用管理等」「募集・採用」「その他」であり、「労働契約の承継」は「その他」の内数（厚生労働省大臣官房地方課調べ）。

○ 企業組織の再編等が実施された際に労働組合が関与した割合は、平成25年調査では66.5%となっている。

《企業組織の再編等の実施、組合関与の有無及び関与の仕方別割合》

	企業組織の再編等が実施された	労働組合が関与した	関与の仕方(複数回答)			労働組合が「関与しなかった」
			労使協議機関で協議した	団体交渉を行った	その他	
計	31.5%	<b>66.5%</b>	75.8%	20.5%	11.9%	33.5%
〈企業規模〉						
5,000人以上	49.2%	95.5%	83.8%	10.2%	10.2%	4.5%
1,000～4,999人	46.1%	79.2%	82.6%	14.5%	9.0%	20.8%
500～999人	39.3%	67.4%	65.8%	20.8%	22.5%	32.6%
300～499人	29.2%	62.3%	68.5%	20.9%	15.3%	37.7%
100～299人	27.2%	57.2%	69.7%	26.0%	13.1%	42.8%
30～99人	22.9%	59.0%	86.9%	26.8%	2.2%	41.0%

※「企業組織の再編等」とは、企業の合併、営業・資産の譲受、会社の買収、他社との合併、会社分割、子会社の売却・清算、施設の撤去及び事業部門の撤退・縮小等をいう。

(資料出典) 労使関係総合調査 労働組合活動等に関する実態調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)[平成25年]

- 企業組織再編等に当たり労働組合が関与した事案について、企業規模が大きいほど労使間で十分な話し合いが尽くされる傾向があり、また、労使間で十分な話し合いがなされるほど、労働組合は労使関係について安定的に維持していると認識している割合が高い傾向にある。

《企業組織の再編等に当たり労使間で十分な話し合いが尽くされたかの認識別労働組合の割合》

区 分	企業組織 の再編等 に当たり 関与した	十分に 行われた	おおむね 十分 であった	どちらとも いえない	やや 不十分 であった	不十分で あった	話し合いが 行われ なかった	不明
計	100.0	16.6	38.9	24.6	9.4	7.6	1.2	1.8
〈企業規模〉								
5,000人以上	100.0	35.9	37.5	14.1	4.9	6.5	0.6	0.5
1,000～4,999人	100.0	32.7	36.0	21.3	7.1	2.0	0.6	0.3
500～999人	100.0	10.3	29.6	17.8	20.9	6.3	4.4	10.7
300～499人	100.0	17.0	52.1	10.0	3.1	16.4	0.7	0.8
100～299人	100.0	7.0	27.3	39.8	13.4	11.6	0.9	—
30～99人	100.0	0.4	68.0	25.6	0.9	5.1	—	—
〈労使関係の維持についての認識〉								
安定的に維持されている	100.0	33.3	35.3	23.5	4.4	2.4	1.0	0.1
おおむね安定的に維持されている	100.0	2.6	47.9	30.0	12.4	5.5	1.3	0.3
どちらともいえない	100.0	0.9	28.8	7.7	23.8	18.4	—	20.4
やや不安定である	100.0	—	11.5	19.8	13.4	55.3	—	—
不安定である	100.0	—	2.8	—	—	86.4	10.9	—

※「企業組織の再編等」とは、企業の合併、営業・資産の譲受、会社の買収、他社との合併、会社分割、子会社の売却・清算、施設の撤去及び事業部門の撤退・縮小等をいう。

(資料出典) 労使関係総合調査 労働組合活動等に関する実態調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)[平成25年]

# 企業組織再編等の実施に当たっての労働協約の承継

- 企業組織再編等に当たり、労働協約の承継について話し合いが持たれた労働組合の割合は35.0%となっている。そのうち、労働協約の債務的部分の承継について話し合いが持たれた場合の話し合い事項として最も多い(61.8%)のが「団体交渉に関する事項」となっている。

《企業組織の再編等に当たり労働協約の承継について労使間での話し合いの状況別労働組合の割合》

区 分	企業組織の再編等が実施された	労働協約の承継について話し合いが持たれた		(複数回答)		話し合いが持たれなかった	労働協約はない	不明
		規範的部分※1について持たれた	債務的部分※2について持たれた	規範的部分※1について持たれた	債務的部分※2について持たれた			
計	100.0	35.0	(100.0)	( 77.6)	( 50.2)	50.7	13.7	0.7

※1 規範的部分とは、労働協約のうち、労働条件その他労働者の待遇を定める部分をいう。

※2 債務的部分とは、労働協約のうち、規範的部分以外の部分をいう。

《企業組織の再編等に伴う労働協約の債務的部分の承継についての話し合い事項別労使間での話し合いが持たれた労働組合の割合及びそのうち合意がなされた労働組合の割合》

区 分	債務的部分について話し合いが持たれた	(複数回答)								
		就業時間中の組合活動	組合の企業施設利用(組合事務所の場合を除く)	組合事務所の供与	組合専従者の取扱い	ユニオン・ショップ	チェック・オフ	団体交渉に関する事項	争議に関する事項	その他の事項
話し合いが持たれた	100.0	45.7	38.8	37.5	29.2	43.1	43.5	61.8	46.8	29.0
合意がなされた	100.0	38.4	36.0	34.1	21.1	30.7	42.6	39.4	27.3	24.1